住宅部品トレーサビリティ管理システム 住宅用火災警報器 登録手順書~手入力シート編~ Ver5.0

2022年10月

目次等

			操作	権限等
頁		内容	施工業者	設置業者
7	1 – 1	手入力シートを入手 する	0	0
10	1 – 2	手入力シートに設置 情報を入力する	0	0
12	1 – 3	設置情報をシステム に仮登録する	0	0
16	入力事例 ①	設置または交換する 場合の入力	0	0
17	入力事例 ②	廃棄する場合の入力	0	0
19	3 - 1	システム利用規約	0	0
25	3 – 2	システム利用申請書	0	—



本マニュアルで使われている用語について説明いたします。

	用語	説明
0	本システム	正式名称は、「住宅部品トレーサビリティ情報管理システム」と
		いいます。このシステムは、利用者が住宅に設置された住宅部品
		のトレーサビリティ情報管理をインターネットを利用して、効率
		的に管理するために必要な機能を有する情報システムです。
1	工事等ID	ユーザを識別するために用いられる固有の番号です。 施工業者が
		使うものは、「工事 ID」、設置業者が使うものは、「設置業者用 ID」
		といいます。これらを総称して、「工事等 ID」としています。
2	仮パスワード	初回だけ、システムにログインするために用いるパスワードで
		す。このパスワードはシステムがランダムに生成します。
3	パスワード	システムにログインする際に用いるパスワードです。 仮パスワー
		ドでログインした後に、施工業者等が自由に設定できます。パス
		ワードの文字数は8文字以上となります。数字、アルファベット、
		記号を 2 種類以上組み合わせて設定することが必要です。
4	施工業者	住宅管理者からの住宅部品の設置、 交換等を元請として請け負っ
		た工事業者のことです。
5	設置業者	施工業者からの発注等により、住宅部品の設置、交換等の工事を
		行う者のことです。施工業者自らが設置業者として作業を行うこ
		ともできます。
6	部品 ucode	製品を特定するために利用している個体識別番号で、32 桁 16
		│ 進法の番号です。BL 証紙には、その番号の下 8 桁の数字を表記
		しており、本マニュアルではこの 8 桁の数字のことを部品
		ucode とします。

※ 上記のほか、「システム利用規約」(p. 19参照)による。



パソコンやソフトウェア等の動作環境

2022年10月時点の確認状況です。

	推奨動作環境
パソコンののS	Windows 10,11
	MacOS X
表計算ソフト	Microsoft Excel
Webズラウザ	Microsoft Edge
	Google Chrome
	Firefox
	Safari

本システムに登録できる製品は、次のBL証紙が貼付されて

入力シート編)」をご参照ください。



手入力シートを使った登録方法を説明します。

設置されている住警器を新しい住警器に交換する場合、取り外した住警 器に関する設置情報 (廃棄) の登録作業をシステムが自動で行うように するか、廃棄登録を自分で行う(手動)かを選択することができます。

[自動] と [手動] を切り替える方法は、機能メニューの [ユーザー 情報確認] ボタンをクリックし、[請負工事一覧] にある [自動] ある いは [手動] ボタンをクリックしてください。

交換ではなく、住警器の取り外しのみ行う場合には、設置情報(廃 棄)の登録作業が必要になります。

7
10
12



「手入力シートのダウンロード」を 選択する。 〕 「手入力シートのダウンロード」を クリックレキオ						
イリッグします。 住宅部品トレーサビリティ	イ情報管理システム	照明サービス株式会社 (ID: 006539)				
機能メニュー		お知らせ				
アカワント	ションテレンジャージョンション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ショ					
ログイン履歴	設置情報					
ユーザ情報の一覧・編集	BL-TMSシールの注文書のダ					
ユーザ情報確認	手入力シートのダウンロード					
	設置情報の仮登録作業					
	設置情報の閲覧・確認					

3 手入力シートをダウンロードする。

手入力シートは、工事を行う団地別にダウンロードすることができます。工事 対象団地の右端の「住警器」ボタンをクリックします。

作業対象検索						
ſ	団地名称 住所					
	検索			団地名称や住所 すると、工事対	を入力し、検索 象団地のリスト	ボタンをクリック を絞り込むことが
主警器用の団地情報が	3しの手入力シートをダ	ウンロード LE	ED照明器具用の団地情	できます。		
警器用の団地情報が 1-4/4) 1ページ(事対象	はしの手入力シートをダイン こ:25 50 10 住所	 ウンロード LE D0 登録状態 	正期明器具用の団地情	できます。 施工業者	工事期間	ダウンロード
警器用の団地情報が 1-4/4) 1ページ(事対象	sしの手入力シートをダ こ:25 50 10 住所 工事文	ウンロード 回 登録状態 寸象団地	11事件名 の右端にある	できます。 ^{施工業者} 「ダウンロード	工事期間 」をク 022/03/31	ダウンロード 住警器
警器用の団地情報が 1-4/4) 1ページ(事対象	aLの手入力シートをダ E: 25 50 10 住所 工事文 リッグ	ウンロード 回 登録状態 対象団地 7すると	^{11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 }	できます。 _{施工業者} 「ダウンロード の手入力シート?	工車期間 」をク をダウ 022/03/31	ダウンロード 住警器 住警器 住警器 上ED照明器具 住警器
 警器用の団地情報 -4/4) 1ページ(事対象 	aLの手入力シートをダ こ:25 50 10 住所 工事文 リック ンロー	^{カンロード} ¹⁰ 登録状態 す象団地 7すると ードする	^{11単件名} の右端にある その団地用の ことができま	できます。 ^{施工業者} 「ダウンロード の手入力シート7 す。	工事期間 」をク をダウ ^{022/03/31} 022/03/31	ダウンロード 住警器 住警器 住警器 住警器 住警器 上ED照明器具 住警器 上ED照明器具

② 手入力シートは、「sheet_sample.xlsx」というファイル名でダウンロードされます。所有者名から設置業者名までの必要な情報が入力されたものがダウンロードされますので、赤枠で囲った情報は変更しないでください。

手入力シート(一斉工事用)

所有者名	(2)((1)市用金油)構	
団地名	N-0-00	
都道府県	八田市	
施工業者(元請)	室内工學协调由站	工事件名
設置業者名		

・号棟	号室	工事種別	(西暦年/月/日)	備考
1	101	設置	2015/01/10	入力例。削除すること
		9 (1		
	1	1 101	<u>1</u> 101設置	1 101 設置 2015/01/10

③ 手入力シートのファイル名は、自由に変更することができます。団地ごとに手入力シートをダウンロードする必要がありますので、手入力シートのファイル名に団地名を含めることをお勧めします。





手入力シート 入力例

手入力シート(個別工事用)

所有者名	(36)451	有白色病		
団地名	U-bat			
都道府県	東田都	+ この部分の情報が 変わらなければ		
施工業者(元請)	MR 80		工事件名	
設置業者名			20	

部品ucode (8桁の数字)	街区・号棟	号室	工事種別	設置年月日 (西暦年/月/日)	備考
20202020	1	1001	設置	2021/06/15	
20202021	1	1002	設置	2021/06/15	
20202022	1	1003	設置	2021/06/15	
				-11 - 12-	

行を追加し、設置情報を入力し
てください。

手入力シートについては、一つの Excel ファイルには、一つの団地の登録 情報だけしか登録することができません。シートを追加して別団地の情報を 登録しようとしても、最初のシートのデータしか登録することができません ので、ご注意ください。



2 手入力シートをアップロードする。

① 「設置情報の仮登録作業」の ボタンをクリックします。

住宅部品トレーサビリティ	照明サービス株式会社 (ID: 006539) 🗸		
機能メニュー		お知らせ	
アカウント	ユーザ登録手続き		
パスワード変更	設置業者の新規登録		
ログイン履歴			
ユーザ情報の一覧・編集	BL-TMSシールの注文書のダ ウンロード		
ユーリ1月半校仲産高谷	手入力シートのダウンロード		
	設置情報の仮登録作業		
	設置情報の閲覧・確認		

3 アップロードする手入力シートの 工事対象団地を選択する。

① 対象となる団地の右端の「住警器」ボタンをクリックします。

	報の仮登録	録				メニュー画面に戻る
作業対象団	地選択					
作業対象検索						
	团地名称					
	住所検索					
(1-4/4) 1ページ	(E : 25 50 10)	0				
工事対象	住所	登録状態	工事件名	施工業者	工事期間	作業
Did the fig.	東京都西東京市 東京都東久留米市	仮登録	-CONSERVICE	照明サービス株式会社	2021/03/01 - 2022/05/01	住警器 LED照明器具
TRUERN	東京都葛飾区	仮登録	小山中田市戸町小三事	照明サービス株式会社	2021/05/01 - 2022/05/51	住警器 LED照明器具
1177-00-00	東京都立川市	仮登録	**********	照明サービス株式会社	2021/03/01 - 2022/03/01	住警器 LED照明器具
19470480	東京都国立市	仮登録	101000000000	照明サービス株式会社	2021/03/01 - 2022/03/01	住警器 LED照明器具
(1-4/4) 1ページ	(2: 25 50 10)	0				
ロードす 〕「手入 ボタン	する準備をす カシートの をクリック	する。)アップ 'する。	ロード 」 🖥		ティ情報管理システム 反登録	照明サービス株式会社 (ID: メニュー
ロードす 〕 「手入 ボタン	する準備をす カシートの をクリック	する。)アップ 'する。	8 □−ド 」 ≣	住宅部品トレーサビリ ひご 信 年 のの() 所有者 名称 住所 東京都国立 工事件名 工事期間 2021/03/01 施工業者 照明サービ 登録状態 仮登録 くニュー	ティ情報管理システム 反登録 市 ~ 2022/03/31 ス株式会社	照明サービス株式会社 (ID: メニュー
ロードす 〕 「手入 ボタン	する準備をす カシートの をクリック	する。)アップ 'する。	3 □ —ド」 1 1	住宅部品トレーサビリ ひこで「青幸役の() 所有者 名称 住所 東京部国立 工事用間 2021/03/01 施工業者 照明サービ 登録状態 仮登録 くニュー 手入力シートのアップロード 仮登録設置情報の確認・追 加・修正・提出 工事選択に戻る	ティ情報管理システム 反登録 ^本 ~ 2022/03/31 ス株式会社	照明サービス株式会社 (ID: メニュー
) ロードす 〕 「手入 ボタン 〕 「ファイ クしま	tる準備をす カシートの をクリック イル選択」 , す。	する。)アップ 'する。 ボタン1	8ロード」 ま を クリッ	住宅部品トレーサビリ 殳置信報のの 所有者 名称 住所 東京朝国立 耳専作名 耳専作名 工事期間 2021/03/01 施工業者 照明サービ 登録状態 仮登録 (ニュー 手入力シートのアップロード 仮登録設置情報の確認・追 加・修正・提出 工事選択に戻る	ティ情報管理システム 反登録 ホ ~ 2022/03/31 ス株式会社))シートの トを設定してくださ	照明サービス株式会社(ID: メニュー)アップロー い。
)ロードす 〕 「手入 」 ボタン ②「ファイ クしま ③アップロ し、アップロ リック	する準 クシリック リック リック リック 北て、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	する。 アする。 ママン ママン ママン マン マン マン マン マン マン マン マン マン	3ロード」 ① をクリッ とを選択 タンをク	住宅部品トレーサビリ 殳置信報の (4) 所有者 名称 住所東京都国立 耳専用器 工事相名 工事相器 工事相器 正事期間 2021/03/01 施工業者 照明サービ 登録状態 仮登録 (二ユー 手入力シートのアップロード 仮登録設置情報の確認・追 加・修正・提出 工事選択に戻る	ティ情報管理システム 反登録 ^市 ~ 2022/03/31 ス株式会社 トを設定してくださ	照明サービス株式会社(ID: メニュー)アップロー い。

手入力シートのアップロードが完了しました



3 (77

③ 「完了」ボタンをクリックします。

14



新規に住警器を設置する場合や電池寿命又は故障によ り住警器の交換や廃棄を行う場合の入力方法等を説明 します。

	本章の	内容															
1	設置・	交換を行う場合のと	\力	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	· 16	6
2	廃棄す	る場合の入力・・	••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	· 17	7



設置または交換す る場合の入力 住警器を新たに設置する 場合や故障により取替が 発生した場合の手入力シ ートの入力方法を説明し ます。

1 手入力シートに必要な情報を入力 する。

- 手入力シートをダウンロードし、下記の 通りに入力します。
 データの入力が終わったら、プラウザを
- 開いて、システムにアップロードしてく ださい。

手入力シート(個別工事用)

所有者名	(法)邮币再会指摘		
団地名	いちょう回り間に		
都道府県	東市部		
施工業者(元請)	開閉テービス体式直径	工事件名	
設置業者名			a de la companya de la

部品ucode (8桁の数字)	街区・号棟	号室	工事種別	設置年月日 (西暦年/月/日)	備考
20202020	1	1001	設置	2021/06/15	
	1	1002		2021/06/15	
新たに設置し 「部品 ucod	た機器の	1003	新たに調機器は、	設置した 「設置」 「	
します。	-		↓を選択し	ます。	



設置されている住警器を廃棄する場 合の入力方法を説明します。

※住警器を取り外し、後で別の住戸に 取り付ける場合も廃棄として登録し ます。

- 手入力シートに必要な情報を入力 する。
 手入力シートをダウンロードし、下記の 通りに入力します。
 - データの入力が終わったら、スラウザを 開いて、システムにアップロードしてく ださい。

所有者名	(法)都市两面指摘		
団地名	810-00		
都道府県	八面符		
施工業者(元請)	重点工事物成金站	工事件名	2
設置業者名			je je

部品ucode (8桁の数字)	街区・号棟	号室	工事種別	設置年月日 (西暦年/月/日)	備考
	1	101	廃棄	2021/06/25	

	\sim		
取り外す	後 いっ い きょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう し	abozu Q8	」「是棟」 `
74.111.41			11 11
「号室」、	を入力し、	工事種別を	「廃棄」と
	••••••		
します。			



システムを利用する施工業者および設置業者は、システム 利用規約に同意することが必要です。 システム利用申請書は、システム利用規約に同意した上で、 施工業者がベターリビングに申請する必要があります。

■本章の内容																		
3- 1 システム利用規約・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	19
3-2 システム利用申請書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	25



(目的)

第1条

この利用規則は、一般財団法人ベターリビング(以下、当財団という。)がトレーサビリティ情報の管理を行うことができる優良住宅部品として認定した住宅部品に関する情報を管理するために 当財団が提供する住宅部品トレーサビリティ情報管理システム(以下、本システムという。)を、 当財団が許可した者(以下、利用者という。)が無償で利用することに関して必要な事項を定める ことを目的とします。

(用語の定義)

第2条

- この利用規則において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によるものとします。
- 「住宅部品トレーサビリティ情報管理システム」とは、住宅管理者が、自らの住宅に 設置された住宅部品のトレーサビリティ管理情報をインターネットを利用して、効率 的に管理するために必要な機能を有する情報システムをいいます。
- 2. 「利用者」とは、住宅管理者、施工業者、設置業者、製造メーカ又はシステム管理者を いい、それぞれの利用者は、次の者をいいます。
 - (1) 住宅管理者:住宅を所有する者、または住宅の管理責任を有する者。住宅の管理 を委託された者を含む
 - (2) 施工業者:住宅管理者からの住宅部品の設置、交換等を元請として請け負った工事 業者
 - (3) 設置業者:施工業者からの発注等により、住宅部品の設置、交換等の工事を行う者
 - (4) 製造メーカ:住宅部品を製造し、優良住宅部品として当財団の認定を受け、個品 識別 ID が表示された、当財団が頒布する証紙を貼付して製品を出荷する者
 - (5) システム管理者:利用者への ID 等の発行及び本システムの保守等を行う、当財団及び当 財団が委託した第三者
- 3. 「トレーサビリティ管理情報」とは、住宅情報、製品情報、工事情報又は設置情報 をいい、それぞれの情報は次によります。
 - (1) 住宅情報:住宅の所在地。住所のほか、団地の場合は団地名、号棟、号室など
 - (2) 製品情報:製造メーカ名及び製品を個別に識別する番号など
 - (3) 工事情報:住宅管理者が発注、委託等を行う、住宅部品の設置、取り外し、廃棄等の工事 に関する、工事名、工事期間、施工業者名など
 - (4) 設置情報:住宅部品の工事が行われた住宅の所在地と、設置・廃棄等された住宅部品の個 品識別情報、設置した施工業者、設置した時期など

(本システムの利用)

第3条

- 1. 利用者は、本利用規則に同意した場合に限り、本システムを利用できるものとします。
- 2. 利用者は、当財団に対し、本システムの利用について、何らの権利や法的利益を有するもの ではないことを確認するとともに、名目の如何を問わず、一切の請求、異議申立てをしないも のとします。

(情報の閲覧等)

第4条

- 利用者の種類に応じた情報の登録、閲覧及び編集の範囲は次のとおりとします。
 - (1) 住宅管理責任者は、自らの住宅に係る住宅情報、製品情報、工事情報又は設置情報の登録、閲覧及び編集ができるものとします。
 - (2) 施工業者は、工事等を請け負った工事について、工事期間又は工事期間に加えて 該工事の発注等を行った住宅管理責任者が定める期間のみ、住宅情報、製品情報、 工事情報又は設置情報の登録、閲覧及び編集ができるものとします。
 - (3) 設置業者は、施工業者から指定された工事に係る住宅情報、製品情報、工事情報又 は設置情報を施工業者から指定された工事期間中登録ができるものとします。
 - (4) 製造メーカは、自らの製品情報の登録、閲覧及び編集ができるものとします。
 - (5) システム管理者は、本システムで取り扱う全ての情報を登録、閲覧及び編集が きるものとします。

(利用規則の変更)

第5条

- 1. 当財団は、この利用規則を予告なく変更することがあります。この場合には、全て の提供条件は変更後の利用規則によります。
- 2. 当財団は、この利用規則を変更するときは、本システムのトップページ、その他当財団が定め る方法により通知します。

(利用終了後の措置)

第6条

- 1. 当財団は、利用者が本システムの利用の終了を通知したとき、又は、予め指定され た期間が設定されている場合の当該期限を経過したときは、関係ログイン ID 及びパス ワードではログインできない措置を講ずるものとします。
- 2. 利用者は、前項の状態となっている場合においても、当財団が指定する方法かつ期間 の間に限り、当該利用者に係る保管情報の提供を受けることができるものとします。
- 3. 前項による場合にかかる料金は、当財団の定めによるものとします。

(本システムの提供にかかる責務)

第7条

- 1. 当財団は、利用者によって登録された情報の正確性について、一切の責任を負わ ないものとします。
- 本システムの利用ができなくなった場合、保管情報が消失、毀損又は破壊された場合 その他本システムの運営・管理に何らかの支障が生じた場合、当財団は、当財団の故 意又は重過失による場合を除き、利用者に対し、名目の如何を問わず、一切の責任を 負わないものとします。

(利用のための機器等の準備)

第8条

利用者は、本システムを利用するにあたり、次の事項を準備し、維持するものとします。

- (1) インターネットへの接続環境
- (2) 本システムを利用するために必要な機器、ソフトウェア等、環境要件
- (3) 当財団からの通知等を受信することが可能な、電子メールのアドレス

(アカウントの発行及び管理)

第9条

- 1. 当財団は、本システムを利用するためのログイン ID 及び初期パスワードを利用者に 発行するものとします。ただし、以下の利用者にあっては、それぞれ次に定める方法 により発行を受けるものとします。
 - (1) 施工業者は、当財団が別に定める申請書に必要事項を記入押印の上、住宅管理者から本システムを利用する工事を受注したことが確認できる資料の写しを添えて、当財団に書面をもって提出するものとします。
 - (2) 施工業者は、当該工事に係る情報を登録する設置業者のログイン ID 及び初期パス ワードを発行できるものとします。
- 2. 利用者は、初期パスワードでのログイン後、当財団に連絡することなく、本システム上でパ スワードを変更することができるものとします。
- 3. 利用者は、発行されたログイン ID 及びパスワードの管理責任を負うものとします。
- 利用者は、ログイン ID 及びパスワードが窃用その他不正使用され又はその可能性があること が判明したときは、直ちに当財団にその旨を連絡するとともに、当財団から指示がある場合 にはこれに従うものとします。
- 施工業者は、設置業者に対し本システムの利用規則を順守させるものとします。また、設置 業者が本システムを利用するにあたり本利用規則の禁止事項を行った場合は、設置業者だけ ではなく、施工業者もその行為を行ったとみなします。

(本システムへのログイン)

第10条

本システムの利用にあたっては、前条第1項及び第2項で発行されたログイン ID 及びパスワード を使用するものとします。

(本システムの利用方法)

第11条

利用者は、当財団が別に定める、本システムへの情報の登録、閲覧及び編集等の方法に従い、本シ ステムを利用するものとします。

(本システムの著作権等)

第12条

利用者は、当財団が本システムの提供において用いるソフトウェア、ホームページ、操作説明書等 に係る著作権等に関して、明示的に定められているものを除き、当財団、業務委託を行った者及びそ れらにライセンスを提供する第三者が保有していることを了解するものとします。

(禁止事項)

第13条

利用者は、次の各号に該当する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 本利用規則に反すること
- (2) 違法、不当、公序良俗に反する態様において本システムを利用すること
- (3) 当財団の信用を毀損するおそれがある態様で本システムを利用すること
- (4) コンピュータウィルス等有害なプログラムを、本システムを通じて、もしくは本 システムに関連して使用し、又は第三者に提供すること
- (5) 住宅部品のトレーサビリティ管理に使用する情報以外の情報を登録すること
- (6) 本システムを他の利用者の利用に対し支障を与える態様において利用すること
- (7) その他当財団が不適切と判断すること

(本システムの利用の制限)

第14条

- 当財団は、利用者が次の各号の一に該当するとき、本システムの利用を制限することができる (閲覧は可能とするが、すでにある登録を抹消したり、もしくは今後登録させなかったりする、 ログインできないようにする、IDを無効化する、その他当財団が任意にとる措置を含む)もの とします。
 - (1) 本利用規則に反するおそれがあることが明らかであるとき
 - (2) 前条の定めに違反したとき
- 2. 当財団は、前項の利用の制限を行うときは、利用者に対し、あらかじめその理由及び期間を通 知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(システム利用の中止)

第15条

当財団は、利用者が以下の各号の一に該当することが判明した場合は、何らの催告を要せず、本 システムを利用できない措置をとることができるものとします。

- (1) 第13条の定めに違反したとき
- (2) 暴力的な要求行為
- (3) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (4) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (5) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (6) その他(2) ないし(5) に準ずる行為
- (7) 利用者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (8)利用者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が利用者の属する組織の経営に 実質的に関与していると認められるとき。
- (9) 利用者が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる とき。

(システム提供の停止)

第16条

- 1. 当財団は、次の各号に掲げるときは、本システムの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - (2) 電気通信設備の障害等やむを得ないとき
 - (3) 天災地変その他、火災、停電、戦争、動乱、暴動、騒乱等の不可抗力により本システムの 利用が提供できなくなったとき
 - (4) インターネット接続業者や第一種通信事業者の提供する電気通信役務の不具合等により本 システムの利用の提供が困難になったとき
 - (5) サイバーテロ、クラッキング、不正アクセス等のインターネット上での攻撃等により本シ ステムの利用の提供が困難になったとき
 - (6) その他当財団が必要と判断したとき
- 2. 当財団は、本システムの利用を提供する設備等に障害が発生し正常な利用ができな い場合は、障害の直近にバックアップされた情報に遡って再開するものとします。
- 3. 当財団は、第1項に基づき本サービスの提供を停止するときは、事前に通知するもの とします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(個人情報の取扱)

第 17 条

- 当財団は、個人情報保護法に準拠し、当財団の個人情報保護方針 (http://www.cbl.or.jp/privacy_policy.html)に基づき、個人情報を適切に取り扱うこととします。
- 2. 当財団は、次に示す利用目的以外に利用者の個人情報を利用しないものとします。ただし、 これ以外の利用目的について、利用者の同意を得た場合はこの限りではありません。
 - (1) ログイン ID 及び初期パスワードの発行等に係る事務
 - (2) 利用者の本人確認に必要な事務
 - (3) 情報の登録、閲覧及び集計の結果の確認、通知等に係る事務
 - (4) 登録された住宅部品に不具合等が発生した場合の通知に係る事務
 - (5) 本システムの利用に関する問い合わせ等に係る事務
- 3. 当財団は次のいずれかに該当する場合を除き、利用者から取得した個人情報を第三者に提供 しないものとします。
 - (1) 法令に基づく請求があったとき
 - (2) 利用者の同意があるとき
 - (3) その他正当な理由があるとき

(登録情報の扱い)

第18条

当財団は、登録された情報をサービスレベルの向上及び個別の属性情報が特定されない状態での統計処理を目的とした範囲内で活用させて頂く場合があります。



住宅部品トレーサビリティ情報管理 システムを利用するためには、システ ム利用申請書をベターリビングに提 出する必要があります。

住宅部品トレーサビリティ情報管理システム↔ システム利用申請書↔

> □新規・□ID 再利用: 000000↓ (再利用 I D を記入)」

> > 申請日 令和 年 月 日~

a)

一般財団法人 ベターリビング。

ų.

理事長 兵 鍋 純 様

(申請者^{※1})。 住所 会社名 代表者名 (印)。

一般財団法人ベター・アングの定める「住宅部品トレーサビリティ情報管理システム利用規則」に同意し、 以下の内容で、システムの利用を申請します。

この申請書に記載の事項は事実に相違ありません。

1. システム利用者登録情報(ID 再利用は記載不要ですが変更箇所は記載ください)。

(会社名·所属·役	職).	(責任者氏名)。	
		2	
(郵便番号)	(住所)。		
(電話番号)		(E-mailアドレス) ^{※2} 。	
0.000			

2. 工事情報

発注	诸名。	1								
工事	4件名。	191								
対象	住宅用火災警報器。	л								
山地名、	LED 照明器具 -									
工事	, 期間 ^{※5} ,		年	月	日	~	年	月	Ħ.,	

※1 申請者は工事の元請け事業者であることが必要です。(工事請負認約書の1枚目の写し等)を添付してください。。

※2 システム利用のために発行されるログイン ID は、このアドレス宛に <u>E-mail で</u>お送りします。。

※3 パスワードは半角の英数字と記号が利用出来ます。(0~9、a~z, A~Z, !"#\$%&'()*+,-./:;<=>?@[¥]^_'{]}")。 英字、数字、記号のうち2種類以上を退ぜたものを使って下さい。。

※4 仮パスワードでログイン可能な ID を通知します。 -

※5 システムの利用期限は、工期末日から 60 日間です。その他の利用期間を希望する場合は、発注者にご相談くだ さい。利用期限はログイン後に確認できます。。

(会社名・所属・役職)。		(責任者氏名)。	
π.		л	
(郵便番号) (住所)。	3.	
τ			
(電話番号)	-4		
(会社名・所属・役職)。		(责任者氏名)。	
π.			
(郵便番号) (1	住所)。		
τ.			
(電話番号)	.1		
а			
(会社名・所属・役職)。		(责任者氏名)。	
n men men men en e		3	
(郵便番号) (住所)。	10. 10.	
(電話番号)	-0		
a			
(会社名・所属・役職)。		(责任者氏名)。	
A.			
(郵便番号) (住所)。		
4			
(電話番号)	4		
а			
(会社名・所属・役職)。		(责任者氏名)。	
t.			
(郵便番号) (住所)	l ç.	

(電話番号)

本書の送付先:〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 6F。 一般財団法人ベターリビング 住宅部品企画部 保険・表示課 トレーサビリティ係。 お問合せ: TEL 03-5211-0998 E-mail 住警器:<u>bitms@obl.or.jp</u>、LED 照明:<u>bitms-light@obl.or.jp</u>。

1

住宅部品トレーサビリティ管理システム 住宅用火災警報器 登録手順書~手入力シート編~ver5.0 発行:一般財団法人ベターリビング 問合せ先:住宅部品企画部トレーサビリティ係 電話:03-5211-0998 お電話受付時間:9:30~18:00 (±、日、祝日、夏季休暇、年末年始を除く) E-mail:bltms@cbl.or.jp

2022.10 更新

無断複写・転載を禁ずる